

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて【続報】

このたびの『静岡県熱海市、鳥取県鳥取市、島根県松江市・出雲市・安来市・雲南市※、鹿児島県出水市・薩摩川内市・伊佐市・薩摩郡さつま町・始良郡湧水町における大雨』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

※ 7月12日より災害救助法の適用地域に追加されました。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 **0800-111-8164**
午前9時～午後5時
(日・祝・年末年始等の休業日を除く)